

## 廃棄物の不適正処理事案の公表について

### 1 令和4年度 廃棄物不適正処理事案是正件数

件数計	内 訳		
	不法投棄	野外焼却	その他
18件	7件	6件	5件

### 2 主な廃棄物の不適正処理事案の概要

	場 所	不適正処理の内容	事案の概要及び改善状況
①	徳島市	不適正保管	<p>(概要) 令和4年3月下旬、「業者が管理している資材置き場にて、廃棄物(木くずやコンクリートガラ) が混在している土砂が運び込まれている」旨の通報があり認知。 (指導・改善状況) 業者の代表者に対し、土砂と廃棄物を分別した後、撤去するよう指導。 ★全量が撤去されたことを確認。</p>
②	鳴門市	不法投棄	<p>(概要) 令和4年4月上旬、監視パトロール中に未舗装地にて多量の木くずが乱雑に放置されていることを確認。 (指導・改善状況) 行為者に対し、木くずを撤去するよう指導。 ★木くずは全て撤去されたことを確認。</p>
③	美馬市	不適正保管	<p>(概要) 令和4年4月中旬、業者が工事で撤去した鉄柱(廃棄物)を民有地に一時保管していたところ、土地所有者から連絡があり認知。 (指導・改善状況) 業者に対し聴取を行った後、鉄柱を撤去するよう指導。 ★鉄柱が撤去されたことを確認。</p>

	場所	不適正処理の内容	事案の概要及び改善状況
④	美馬市	野外焼却	<p>(概要)</p> <p>令和4年4月中旬、監視パトロール中に資材置場の素掘りで廃材、廃プラスチックなどを野外焼却していることを確認。</p> <p>(指導・改善状況)</p> <p>現場に在所した従業員に対し、直ちに消火するよう指導。</p> <p>★以降、素掘り穴が埋められ、野外焼却を行っていないことを確認。</p>
⑤	板野郡	不適正保管	<p>(概要)</p> <p>令和4年4月中旬、松茂町環境センターから「事業所の敷地で多量の廃棄物が保管されている」旨の情報提供があり認知。</p> <p>(指導・改善状況)</p> <p>代表者に対し、一般廃棄物・産業廃棄物を分けた後、それぞれ業者等に依頼し適正に処理するよう指導。</p> <p>★多量に保管されていた廃棄物は代表者により全て撤去されたことを確認。</p>
⑥	板野郡	野外焼却	<p>(概要)</p> <p>令和4年4月中旬、監視パトロール中、空き地においてドラム缶2個を用いた木片等の焼却行為を確認。</p> <p>(指導・改善状況)</p> <p>行為者に対し、ドラム缶を用いて焼却行為は行わないよう指導。</p> <p>★以後、構造基準を満たした焼却炉で焼却されるようになり、野外焼却を行っていないことを確認。</p>
⑦	勝浦郡	不適正処理	<p>(概要)</p> <p>令和4年6月中旬、徳島保健所から情報提供を受け、現場確認を行ったところ、事業所から排出される汚泥が従来の処理工程を通さず河川へ排出していることを確認。</p> <p>(指導・改善状況)</p> <p>行為者に対し、指導文書を発出し、厳重に注意。</p> <p>★以降、不適正な処理が行われていないことを確認。</p>

	場所	不適正処理の内容	事案の概要及び改善状況
⑧	阿波市	不法投棄	<p>(概要) 令和4年6月下旬、河川敷で動物の死体が不法投棄されているとの情報提供があり認知。 (指導・改善状況) 行為者に対し、投棄物を撤去するよう指導。また、指導文書を発出し、厳重に注意。 ★動物の死体は撤去され、以降、不法投棄がされていないことを確認。</p>
⑨	徳島市	不法投棄	<p>(概要) 令和4年8月上旬、環境監視員による監視パトロール中に眉山山中でペットボトル等在中のゴミ袋が不法投棄されていることを確認。その後、徳島中央警察署へ情報提供後、行為者を特定した。 (指導・改善状況) 徳島中央警察署の捜査により行為者は行為を認めた。 ★徳島中央警察署員付き添いのもと、行為者が自ら投棄物を回収した。</p>
⑩	名西郡	野外焼却	<p>(概要) 令和4年8月中旬、石井町環境保全課から「産業廃棄物を野外焼却している事業所がある」旨情報提供があり認知。現場を確認した結果、構造基準を満たしていない焼却炉であることが半明。 (指導・改善状況) 職員に対し、構造基準を満たしていない焼却炉で焼却を行わないよう指導。 ★焼却炉は撤去され、以降、野外焼却を行っていないことを確認。</p>
⑪	阿波市	不法投棄	<p>(概要) 令和4年8月中旬、環境監視員による監視パトロール中に河川敷に家庭ゴミが不法投棄されていることを確認。 (指導・改善状況) 投棄物から行為者を特定したため、行為者に対し、不法投棄した廃棄物を回収するよう指導。 ★阿波吉野川警察署員の付き添いのもと、行為者が自ら回収した。</p>

	場所	不適正処理の内容	事案の概要及び改善状況
⑫	吉野川市	不法投棄	<p>(概要)</p> <p>令和4年8月中旬、通報を受けて現場を確認したところ、登山道に廃タイヤ、廃車等が不法投棄されていることを確認。</p> <p>(指導・改善状況)</p> <p>行為者に対して、廃タイヤ、廃車を撤去するよう指導。</p> <p>★廃タイヤ、廃車等は全て撤去され適正に処理されたことを確認。</p>
⑬	板野郡	不法投棄	<p>(概要)</p> <p>令和4年9月中旬、高松自動車道付近で家庭ゴミが不法投棄されていることを確認。</p> <p>(指導・改善状況)</p> <p>投棄物を手がかりに調査を行ったところ、行為者を特定。行為者に対し、投棄物を回収し適法に処分するよう指導。</p> <p>★行為者により投棄物は回収されたことを確認。</p>
⑭	阿南市	野外焼却	<p>(概要)</p> <p>令和4年9月中旬、事業所内の庭木を剪定し、自身の保有する田圃にて焼却していることを確認。</p> <p>(指導・改善状況)</p> <p>野焼き行為に該当するため、直ちに消火するとともに、剪定した枝木や草は一般廃棄物として処理を行うよう指導。</p> <p>★以降、野外焼却を行っていないことを確認。</p>
⑮	三好市	野外焼却	<p>(概要)</p> <p>令和4年9月中旬、環境監視員による監視パトロール中に事業所の敷地内に焼却炉が設置されていることを発見したため、調べたところ、構造基準を満たしていなかった。</p> <p>(指導・改善状況)</p> <p>所有者に対し、構造基準を満たしていない焼却炉での焼却はやめるよう指導。事業所の代表者から構造基準を満たした焼却炉に更新する旨申し立てがあった。</p> <p>★構造基準を満たした焼却炉に更新されたことを確認。</p>

	場所	不適正処理の内容	事案の概要及び改善状況
⑩⑥	阿波市	不法投棄	<p>(概要)</p> <p>令和4年10月上旬、東部県土整備局が県有地で多数のゴミ袋が投棄されていることを発見。東部県土整備局、環境指導課、阿波吉野川警察署の合同で現場確認を行い、投棄物から行為者を特定。</p> <p>(指導・改善状況)</p> <p>行為者に対し、投棄物を撤去するよう指導。 ★投棄物は行為者により処分されたことを確認。</p>
⑩⑦	神山町	野外焼却	<p>(概要)</p> <p>令和4年11月中旬、監視パトロール中に業者が製品置場で木くず(産業廃棄物)を野外焼却していることを確認。</p> <p>(指導・改善状況)</p> <p>今後、野外焼却を行わないこと、焼却後の燃え殻は産業廃棄物として適正に処理を行うよう指導し、名西警察署員からも口頭で指導。 ★以降、野外焼却を行っていないことを確認。</p>
⑩⑧	板野郡	不適正保管	<p>(概要)</p> <p>令和4年11月下旬、北島町から情報提供があり、業者が自社物を関連会社の管理地で不適正保管していることを認知。</p> <p>(指導・改善状況)</p> <p>土地の管理者を通じ、業者に対して自社物を撤去するよう指導。 ★業者によって自社物を撤去したことを確認。</p>

